

平成 2 1 年度第 2 回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成 2 2 年 1 月 2 7 日 (水)

と ころ 市 役 所 本 庁 舎 第 1 会 議 室

小金井市市民部保険年金課

平成21年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成22年1月27日(水)

場 所 市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委員〉

小 尾 淳 子	山 口 登	瀬 口 秀 孝
廣 野 恵 三	西 野 裕 仁	大 嶋 和 歌 子
池 田 馨	櫻 井 綾 子	片 山 薫
中 根 三 枝	森 戸 洋 子	渡 辺 ふ き 子
飯 塚 美 里 男		

〈保険者〉

副市長	大久保 伸 親
市民部長	久 保 昇
保険年金課長	河 内 邦 雄
国保税係長	上 石 記 彦
国保給付係長	千 葉 幸 二

欠席者 〈委員〉

宮 下 京 子 大見川 幹 生

傍聴者 なし

議 題 日程第1 小金井市国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
日程第2 その他

開 会 午後 2時02分

(議長) それでは、定刻となりましたので、平成21年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、副市長からごあいさつをいただきます。

(副市長) 皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろから国民健康保険事業に多大なご尽力をいただくとともに、市政全般にわたり大変なご協力を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、ご存じのとおり、平成20年4月に医療制度改革がスタートし、ほぼ2年が経過しました。この間に政権交代が行われ、医療制度改革の大きな柱とされた後期高齢者医療制度について制度廃止に向け、国民健康保険へ統合する方向で具体的な検討が開始されました。

また、国民皆保険制度を維持するため、被用者保険と国民健康保険を段階的に統合して、地域保険として一元的運用を図るとの考え方が示されるなど、医療保険をめぐる情勢はめまぐるしい動きとなっております。

このような中で、少子化対策の一環といたしまして、出産時の経済的負担を軽減するため、昨年10月から出産育児一時金の医療機関への直接支払制度が開始され、それにあわせて出産育児一時金が引き上げられたところでございます。

そこで、本市におきましても、平成22年度から出産育児一時金の引き上げを行うことといたしました。

本日は、この引き上げについてご審議をお願いすることになっているところでございます。諮問の内容につきましては、後ほど詳しくご説明を申し上げさせていただきますけれども、皆様方のご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

成 立 (議長) それでは、最初に本会議の成立の可否につきまして、事務局から報告をお願いします。

(国保給付係長) それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

現在、委員定数17名で欠員が2名ということで、実際は15名ということですが、そのうち13名の方にご出席をいただいています。これは過半数に達しておること並びにご出席の方々の各委員の構成で、国保条例第2条に定めております第1号から第3号の各委員1名

以上のご出席をいただいております。したがって、小金井市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づきまして本会議は成立しておりますので、この旨ご報告させていただきます。

なお、大見川委員、宮下委員につきましては、ご欠席というご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

日程第1 (議長) 以上、成立をしているということですので、早速議事に入ります。

初めに、小金井市国民健康保険運営協議会規則第9条第2項の規定により、会議録署名委員2名を指名したいと思います。

3番の山口委員、6番の瀬口委員のお2人を会議録署名委員として指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第1 (議長) それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の日程につきましては、既に机の上にご配付しております議事日程のとおり、諮問1件、その他となっております。

日程第1、小金井市国民健康保険条例の一部改正について、を議題といたします。

市長の諮問を求めます。

(諮問及び諮問書の配布)

(議長) 諮問書は行き渡りましたでしょうか。

副市長はここで退席をされますのでよろしく願いいたします。

(議長) それでは、ただいまの小金井市国民健康保険条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。

説明 (保険年金課長) それでは、出産育児一時金の改正について説明申し上げますが、その前に、前回この委員構成になって初めての運営協議会に欠席だった委員が2名いらっしゃいまして、中根委員と飯塚委員が今回からご出席になっています。この場をかりてご紹介させていただきます。

それでは、改正内容についての説明を申し上げます。

今回の改正は、平成22年4月以降に国民健康保険に加入されている方が出産された場合に支給される出産育児一時金の額を、現行の43万円から45万円と2万円引き上げようというものでございます。

小金井市国民健康保険の出産育児一時金につきましては、平成21年1月にそれまでの40万円から43万円に改正いたしましたが、この時点での国の基準は38万円でございますので、

国基準を5万円上回っております。その後、平成21年10月に出産費用を保険者から直接分娩機関等に支払う直接払いの仕組みが導入されたのと軌を一にして、国基準が4万円引き上げられ42万円としりましたが、小金井市においては43万円に据え置いてまいりました。

今回、改正の提案をするに至った理由でございますが、既にお配りした資料に、出産費用の調べというのがあったと思うんですが、それをごらんいただければおわかりのとおり、近隣医療機関での出産費用は、その一覧の中にある府中病院の41万円をのぞき、出産育児一時金の範囲ではおさまらないのが現実でございます。出産費用の負担は増加する一方となっております。

特に、国民健康保険の被保険者で出産される世帯につきましては、いわゆる自営業者等の方が多いわけでございますが、被用者保険等に加入されている方に比べて、収入が不安定な場合とかが多くあるかと推察されます。その意味で、高額な出産費用の負担はより切実なものであると考えられます。

こうした観点から、小金井市におきましても国基準を1万円上回っているからよいということではなく、少しでも負担の軽減を図るために、出産育児一時金の引き上げを行うことを検討することといたしました。

このような趣旨からいたしますと、本来なら出産にかかる費用を賄えるだけの額を支給できればよいのでございますが、市の国保会計及び一般会計の財政状況の問題もございまずし、また他の健康保険に加入している方々の均衡の問題もございまず。こうしたことを勘案いたしまして、今回の引き上げは国基準の引き上げに伴って引き上げられた国庫補助金の増額分を2万円とし、保険税等の値上げ等が必要とならない範囲にとどめることといたしたいと考えております。

改正の日程とか手続でございますが、本日、国民健康保険運営協議会に諮問いたしておりますが、改正を認めるとの答申をいただけた場合については、本年3月の市議会定例会に条例改正案を提案し、可決されれば本年4月の出産から適用されることとなります。

また、条例改正に当たって、東京都知事への条例改正の事前協議を行い同意を得る必要がございますが、この事前協議につきましては運営協議会の諮問の前ではございましたが、1月15日に協議の申し出を行い、1月22日に同意を得てございます。

説明については以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたが質疑はございますか。廣野委員。

質 疑 (廣野委員) 出産のときに母子手帳というのをずっと妊娠時から使います。実

際に母子手帳にはずっと記録していくわけです。例えば3月30日にお産したという記録を母子手帳に書きます。3月30日が出産なんです、事實は。ところが、届出を4月1日以降の日づけで出産というふうにした場合はどっちをとるの。

例えば、昔だってあるじゃない。12月31日までに産したときは扶養手当かな、税金が変わるんでしょう。だから1月2日ぐらいに生まれた子は12月31日に生まれたというような申告をして、税金減らそうと、今でもやっている人いるだろうけれども、同じように1月3日に生まれた子も1日のほうがめでたいというので日にちを変えます。そうすると、母子手帳の記録と届出の記録と違って来るわけです。そういう場合、4月1日以降の日づけで産したと届け出たらそっちを信用するの、それとも母子手帳の3月28日を信用するの、どっち。

応 答（国保給付係長）お答えさせていただきます。

現在は、母子手帳のほうに出産に立ち会いましたお医者さんなり、助産師さんの出生の日時や、産のときの体重とか、そういうのが書き込まれます。それをもとに、そういう方たちの出生証明というのは、産届けの右隣に記載されたものをもって、出生届けが受けられるというような形になります。

したがって、その証明欄に書かれた日付が、住民票とか戸籍登録の出生日になりますので、今先生がおっしゃっている意味では母子手帳のほうに記載された、先生方やあるいは助産師さんの方々の証明の日付があくまでもこちらの届出の基準日になります。

私どもで産育児一時金の申請を受ける場合は、その母子手帳のそのページのコピーと、先ほど来説明を余りしてごさいませんが、直接払いが今度始まっていますので、直接払いを病院で利用なさっているかどうかというような書類を個人個人お持ちですので、そちらの写しをいただく。あと、産に要した費用の領収書のコピーをいただく、そういうような形で申請を受けてごさいますので、その産日というのはあくまでも母子手帳で先生方や助産師さんが書き込んだ日付によって、その日付を確認して入れているということになります。それが、4月1日以降の場合、今ご提案している内容を適用させていただくという趣旨になります。

質 疑（廣野委員）そうすると、簡単に言えばいんちきはできないということね。

応 答（国保給付係長）先生方から証明いただいた日付で判断するという形です。

質 疑（廣野委員）間違いは絶対に起きないということね。

応 答（国保給付係長）そういう日付の確認を必ずしてやっております。

質 疑 （廣野委員） 実際問題として2万円の差というのは、数十分の差で2万円違ってくるといことだあってあり得るわけだから、どうなんだろう、実際問題としてぎりぎりのところで生まれた場合。

（議長） 先生、待ってくださいという感じですよ。4月1日の夜中の12時1分までちょっと出すのを待ってくれというふうに言いたくなりますよね。

（廣野委員） そういうことが作為的に行われる可能性があり得るわけだから、その辺を妊婦健診をしている間に教育してもらおうとか、そういう手も打たないといけないように思います。条例変えるのはいいけれども。

（議長） いかがですか、そのあたり。保険年金課長。

応 答 （保険年金課長） 先生のおっしゃっている意味はよくわかるんですが、そういう意味では改定があると、どこかの事業を区切らなければいけないわけですから、これはどの時点でもそういう問題は起こると思います。

基本的には、今係長のほうから説明申し上げたとおり、医療機関なり分娩される機関で、それは助産婦さんによって分娩されることもあるかと思いますが、基本的にはそこでの証明をもって、記された日付が出生の日だということになることについて、そういうふうな形の取り扱いですので、それを改めて徹底するというのはなかなか難しいことですが、基本的には出生した日の確認については、出生届を受けるときについても必ず医療機関の証明とか、出産したかの証明を見るというふうになっていますので、それが適正に行われる、一つはそれを信じるというか、信じざるを得ないということもありますし、そのために意図的にということはないというふうに思っているんですが。

ただ、改めてそのことを教育するとかというのもあれなんですけど、そういう意味では市内とかそういうことについては、正しくやっていただけるようにということをお願いしたいと思います。

（市民部長） 直接には関係ないんですが、出産育児一時金の対象は12週を過ぎますと、死産でも対象になるんです。こういうケースがあったんです。日本の方ではなかったんですけども、12週ぎりぎりの前にお子さんは亡くなられていたんですけども、この資格をどうしても取りたいということで、もうおなかの中では亡くなっていたんですけども、そこまでもって死産としたいというケースがあったので、今の2万円の問題は確かに表面的にはあるんですけども、ちょっと逆のケースもありましたので、私どもとしてはなかなか何とも言えないんですが、そういうのは母体保護の問題としてのケースもあったもの

ですから、その辺は逆のケースとしてそういうケースもあったということだけ申し上げたいと思います。

質 疑 (議長) 補助を出される時とか、そのときに母子手帳の日付で支出しますとか、助成しますということをしっかりとうたうようにしていただければいいんですよね。

(廣野委員) 共謀されたらおしまいだね。

(議長) そういうことですね、病院のほうと。

(廣野委員) 助産婦さんなり医師と本人と、あるいはその家族と話し合いされてうまくやられたらおしまいだね。それはしようがないね。

応 答 (国保給付係長) 追加で、母子手帳というお話を申し上げたんですが、外国人の方で国保加入者の方にも申請によって出しておりますけれども、外国人の方で母子手帳を取得していないで、当然外国で生んだ場合母子手帳の記入はございませんので、そういう場合はそちらのお医者さんの証明書をもって、しかも外国語で書いてございますので、ここの部分の記載はこういうことだということを翻訳していただいた上で、証明書の写しをとって確認させていただいておりますので、母子手帳プラスその確認ということでご理解いただければと思います。

(議長) よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。中根委員。

質 疑 (中根委員) 出産するときは大変お金がかかりますし、2万円上がるということは非常にいい、出産するほうにとってはいいんですけれども、少子化対策ということで上げるわけです。だけど、ちょっと頭をよぎるのは市の財政に関することなんです。これから2万円上がって1年間に財政に影響があるのはどれくらいと見込んでいらっしゃるんですか。

(議長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) 来年の4月からということで来年度の予算ですが、基本的に来年度について、今年度の見込みとか推計しまして、国民健康保険の世帯で出産されるのは130世帯ぐらいではないかというふうに推計しております。

それで、プラス掛ける2万円が260万ですが、ただ昨年の10月に国の基準が引き上げられた時点で4万円引き上げられたわけですが、それ以降の国からの補助金が4万円の2分の1の2万円引き上げられてございます。そういう意味では2万円について、今回私どもの

ほうの引き上げの分に充てるということになれば、そういう意味では国からの補助金を充てることとなりますので、例えば国保財政について言えば、この出産育児一時金を引き上げたことによって支出がふえるわけですがけれども、既に交付されている2万円分はふえていますので、それを充てることによって例えば保険料を引き上げなければならないとか、それに反映させなければならないということはないのではないかとということで、今回中途半端ですが2万円引き上げるという金額にしたのはそういう理由があつてのことです。

(中根委員) たくさん生んでくれればいいですけどね。

(議長) そうですね。

ほかに。廣野委員。

質 疑 (廣野委員) 金額とは別ですけども、出産ときの手当というのは、出産した場所に関係なしだね。

応 答 (保険年金課長) 出産した場所は関係ないです。

質 疑 (廣野委員) 小金井の国保を持っていれば。

応 答 (保険年金課長) 実家に戻ってとかということもありますけれども、そういう場合でももちろん小金井のほうの……

質 疑 (廣野委員) 逆にこっちで生んだ人は関係ないということだね。

応 答 (保険年金課長) そうです。小金井の国民健康保険に加入した方のみということで、実家にお戻りになって出産された人にもお支払いするということです。

(議長) ほかにいかがですか。渡辺委員。

要 望 (渡辺委員) 小金井は、先ほども担当課長がおっしゃられたんですけども、ずっと5万円、国民健康保険は国の基準よりも上回ってきた、今までの歴史があると思うんです。そういう中で、今回私たち公明党でも2005年のマニフェストでも当時30万円だったのを50万円まで、ぜひ上げてもらいたいということでずっと取り組んできました。

そういう中で、小金井は国基準よりも5万円アップということで、大変誇りに思って今まで来たわけですがけれども、このたびのいろいろな拡充の中で、国としては保険料の3万円、そして今回プラス2万円ということで5万円アップされていて、小金井としましては本来であれば、もう少しアップができる力があるのではないかとというふうに考えると、先ほどもお話がありましたように、いろいろな状況から見て今回2万円45万円というお話がありました。

きょういただきました資料の中でも、大変東京は分娩費が高いということで、50万円を超える病院もたくさんありますので、できるだけ一日も早く50万円までの拡充をしていただきたいということは強く望んでいるところです。

このたびの45万円についてはその第一歩ということではありますけれども、ぜひ一日も早い拡充も今後計画していただきたいということを要望しておきたいと思います。

(議長) 保険年金課長。

(保険年金課長) 今回、22年度、22年4月から改正いたしますが、国全体で今出産育児一時金については見直しを図るということで、一応22年中に結論を得て、23年度頭から出産育児一時金の仕組み等を含めて、今は直接医療機関に払うことが去年の10月から可能になったんですが、多分そういう形で出産の費用を直接保険者から医療機関に支払うということ前提とした上での金額の引き上げを含めて、国全体の制度が変わってくると思いますので、そういう意味では来年23年度から、実際の制度の行き方を見させていただいて、その上で小金井市として何ができるのかを検討していきたいと思います。

(議長) 片山委員。

質 疑 (片山委員) 去年、21年からの産科医療保障制度のこともあって3万円アップという形になっているかと思うんですけども、それによってこういった一時金を上げていくというのは必要だとは思うんですけども、ただそういった子どもを産めるというところがどのような形になっているのか、産科医療保障制度の問題などもあって、さまざま助産院からなども問題があったかと思うんですけども、今小金井の近辺でそういった助産できるというところがどのような状況なのかというのを教えていただければと思うんですけどいかがでしょうか。

(議長) 担当、お願いします。

応 答 (国保給付係長) ちょっと答えになるかどうかわからないんですが、4ページにお示ししてございます近隣市の主な病院という形で表示してございますけれども、私どもあくまでも出産育児一時金の申請を受けているというところでの件数で言いますと、桜町病院が圧倒的に多いというふうに感じています。あと、武蔵野日赤、あとは府中病院とか昭和病院は時々まじるというような感じで、東府中病院という病院がありますけれども、そちらも何件か記憶がございます。

私どもの印象では、余りそういう意味では産む場所が、この辺で困っているというような、例えば被保険者の方から相談を受けるとか、そういうようなことは余りございません。

ですから、状況といえどそんなような説明になるんですけども、あと直接支払制度が始まってからの状況ですが、10月から一応制度は始まったんですが、実際直接支払いが発生し出したのは11月からになります。

今、割と皆さんご利用になるようになってきましたので、例えば今回の1月で申しますと8割から9割ぐらいは直接支払制度をご利用なさっている方々になります。ですから、国の今回とった措置は一定の効果を生んでいるように思っています。

といいますのは、これは窓口での支払いをできるだけ皆さんに少なくしていただくというのが大きな趣旨ですので、その辺は産む方も病院のほうも、そういう情報を産む前にいろいろご相談いただいて利用していただくような方向にどんどん流れているような印象を受けています。

これがちゃんと定着しますと、例えば50万かかるところで42万ですから8万円だけ産んだときに払えばいいんですが、今までですと50万を用意しなければならなかったんです。その大きな違いというのは、皆さんにとっては非常に負担が少なくなっているように思います。

ただ、残念ながら4月まで、そういう対応をしなくてもいいというような国のほうで一定の猶予期間を設けた関係で、中にはまだ直接支払いに対応していないで、できませんと断られたというケースが何件かございまして、そういう場合は従来と同じように、43万円の金額を産まれてから申請いただいて、それを払っているというような状況です。

いろいろ取り混ぜての状況の説明になりますけれども、こんなような形でよろしいでしょうか。

質 疑 (議長) できませんと言われたのは病院から言われたんですか。

応 答 (国保給付係長) そうです。病院のほうでまだ対応してませんという病院が、今まで私が受けた中では3件ぐらいございまして、その場合は病院のほうでそういうことを今対応していませんという文書を対象の方にお渡しして確認をした上で43万円をお支払いするという形をとってございます。

(議長) 片山委員。

質 疑 (片山委員) 直接支払いのシステムの場合に、どのくらいの期間を経て支払われてくるような形になるのでしょうか。私がちょっと心配しているのは、小さい病院というか、助産所とかそういったところで、産科医療保障制度がかなり負担だったということがあったものですから、今回の件などはどのような形になっていくのかと思ってお聞きし

たいと思いました。

(議長) 国保給付係長。

応 答 (国保給付係長) 病院のほうから、例えば1月に私どもが対象に支払った金額というのは、12月の1カ月の中でお生まれになった方々が病院から支払いがありまして、それで国保連合会のほうでまとめて集約しまして、そこでまとめた感じで、例えば4人分だったら172万ですか、それを私どものほうへまとめて請求を1月に上げてくるということですので、病院のほうには1月には入らなくて2月に収入になります。

ですから、12月に対象の者が2月ですから2カ月後に収入になるという形だと思います。委員がおっしゃったように、小さいところでは大変な状況があるかもしれません。それは、これが始まる時にそういう論議が結構あったやには聞いていますけれども、そういうことで対応しませんというふうに言っている病院もあるやには聞いております。一応、そういう流れで支払われるというような形が現在の状況です。

質 問 (議長) よろしいですか。

すみません、私のほうから被用者の保険では、今どのぐらいの出産育児一時金になっているかという、平均的な数字はわかりますかということと、それともう一つ若年層の方々に、国保を払えない方々についての出産育児一時金の対応はどういうふうになっているか伺います。

応 答 (国保給付係長) 1点目の件ですが、詳細に調べたものではございません、あくまでも今聞いている範囲ということで違っている点もあるかもしれないんですが、基本的に42万という形で出産育児一時金についてはそろっているように聞いています。

ただ、健保組合さんによっては、出産について本人であった場合は別立てで手当が出たりとか、用意されているケースもございますので、出産について1人がどれだけもらうかというのは個々の健保組合さんでちょっと違ってくるのかなというふうに思います。ですから、平均というのはちょっと出しておりませんで、知識がございません。

それから、2点目ですが、今までのケースの場合は全部申請のときに納税状況を調べまして、それでもし納税が滞っているような場合は43万円のうち幾らか税に負担していただけないかということで相談させていただきまして、それでご了解を得た金額を税のほうに充当させていただくというような方法をとっておりました。

ただ、直接払いになりましてその方法がとれなくなりますので、その点はまた別立てで従来の収納の体制の中で考えていくのと、あと差額として今1万円、4月からは3万円に

なるわけですが、その3万円については窓口での申請でこちらのほうで交付しますので、その範囲内であれば同じようをお願いすることになるのかなというふうに思っております。

ですから、そういう意味では出産ということに役立ててもらおうという趣旨とはちょっとずれますけれども、一応税のほうは税のほうでご理解いただいてということで、強制的にそれを滞納額に当てるということではなく、あくまでも相談させていただいて、どうしてもそれが無理だということであれば、また別の方法を相談させていただいた上で、その額は交付するという形で今やっております。

以上でございます。

(議長) 私は、趣旨は安心して出産ができるための一時金だと思っております、そこから税を引くというのは、私は趣旨に反するのではないかなと思うんですが、皆さんはいかがでしょう。そのあたり、私が今ここで意見を述べるとそれで終わるので、いかがでしょうかと投げかけさせていただきたいと思うんですけれども。

もちろん、払えない状況もあるし、また一方できちっと納税をしていただくという必要も十分あるんですけれども……

質 疑 (片山委員) 趣旨が違いますよね。強制じゃないという説明で……、相談なんですか。

(議長) 相談ということですか。国保給付係長。

応 答 (国保給付係長) 窓口でお受けしたときに、一応収納の状況確認を必ずさせていただいてまして、それは出産育児一時金に限らず、窓口にいちゃっていろいろな手続をなさる場合に、その確認をした上で収納がされていないものがあれば、それはその手続とは別立てでやるという形を日常的にとってございますので、その一環として出産育児一時金の場合もやっているということで、まずご理解いただきたいと思うんですけれども、その上でさっきも言いましたけれども、あくまでもこれのうち幾らか充てていただけないかという相談の上で、この金額全部いいよとか、例えば2万ぐらいだったら全部いいよとおっしゃる方もいますし、そういうようなご了解をいただて、同意書という形をいただいた上で、その分は税のほうへ充当させていただくという方法を今現在はおっております。

そこで、どうしてもこれは別に使い道があるんだということであれば、今回はそれは充当していただかないということで当然処理する形をとっております。ですから、あくまで

もお願いとご協力によってやっておるという状態でございます。

質 疑 (議長) 今までに何件ぐらいありますか、わかりませんか。市民部長。

応 答 (市民部長) 言い方でもあるんですが、あくまでも出産育児一時金は法定給付なので、こちらで拒否することはできないんです。ですから、あくまでもご相談をさせていただいているということなので、実際に税を滞納していても、必要だと言われればこちらはちゃんとお出ししています。

今はないんですけれども、例えば保養所の施設補助みたいなものがございました。それについては、市独自の事業でございましたので、滞納されている方については資格がないというような形で切り分けさせていただきましたけれども、出産育児一時金はあくまでも法定給付ですので、ご相談はご相談なんです、お出ししないというようなことにはしてございません。

(議長) 渡辺委員。

質 疑 (渡辺委員) 今の出産育児一時金のお話でもあるんですけれども、ここまでくるまでに例えばお子さんが生まれることになった場合、何回か健診などもあると思うんです。それは全部国からいただいたお金だけでできるわけではないと思うんです。そうなった場合、健康保険に入っていらない方がそういった健診を受けたりする場合はどうなのかなと思いましたが、またそういう中できちんと健康保険税が払えないのかどうかというようなことの相談なり指導なり、そういったことを続けてこられて、出産までこられているのかどうかというあたり、もらったお金だけで産めるから産んじゃうということではなくて、一人の責任ある大人として出産を迎えるに当たってのそういった心構えというか、指導みたいなものがあるのかどうかということが今まであったのかどうかということもちょっと伺いたいですし、また今後そういった若い方の妊娠とか、そういうこともありますので、ケースがふえることになったらどうするのかということもちょっと先のことではあるんですけれども伺いたいなと思うんですけれども。

(議長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) まず、小金井市内でこれは市民課の統計からいけば1,000ちょっとぐらい出産がございます。国民健康保険については、来年度で見込んでいるのは130ぐらいですから1割強ぐらいの、国民健康保険ご加入の方でお生みになる方というのは、社会保険とか他の被用者保険に入っている方がかなりの部分を占めていることを含めています。

あと、健診の機会という場合については、これはちょっと縦割りの申しわけないんですが、基本的には今13回までの健診については国からの補助というかあれが出るようになっていきます。

ただ、それを所管していますのは国民健康保険の被保険者どうこうということではなくて、市民全体を対象にしていますので、国保に入っているからとか入ってなくて滞納しているからという形でのその時点での指導というのはなかなか難しいのかなということで、そういう意味では私どもとしてはそういう方が出産育児一時金をお支払いする窓口にお金井の場合はおいでになりますので、そういうときに来ていただいて、もし万が一滞納があった場合については、私どもとしてはそういう意味ではお払いになれない事情とか含めて、いろいろな意味で接触して払えない場合は、払えないということを含めて手続を、私どものほうと相談していただいて、どうしても払えとかそういうことではなくて、それなりにきちっと向かい合っていただければ、私どもについてはなるべく強制的なものというのとはならないような形をとりたいと思います。

そういう場合についても、生活にいろいろと大変で困っていらっしゃる、現に滞納されている方についても、そういう意味では一つのご相談をお互いにして、私どものほうでも相談にのるような大切な機会として生かしていただければと思っています。ただ、健診のほうについてはなかなか難しいのかなと思っています。

(議長) 櫻井委員。

質 疑 (櫻井委員) 先生もご存じと思うんですが、例えば生活福祉資金貸付制度がありまして、出産費用なども貸し付けがあるんです。それで後で1年なり1年半で返還するんですが、今若年の方で私が担当している方で出産がありまして、第1子と第2子両方お借りしているんです。第1子がようやく返し終わりましたらすぐまた第2子ができまして、そういうのを利用するのも一つの方法だと思います。

応 答 (国保給付係長) 私どものほうでも、貸し付けの制度がございまして、一時金という形で申請がございましたら、同じように貸し付けて、お生まれになって出産育児一時金を返却に当てる、一時払いで終わりますけれども、そういうようなこともやっております。

質 疑 (櫻井委員) 生活福祉資金を長く使う、少しずつ返せる程度で返還しているんです。

それともう一つ、以前聞き漏らしたのかもわかりませんが、出産育児一時金というのは、

例えば双子など生まれたらかなり費用がかかると思うんですが、金額は同じ、1人も2人も。例えば三つ子も。

応 答 （国保給付係長）2人分出ます。

質 疑 （櫻井委員）2人分出るんですね。それちょっとわからなかったものですから。（議長）廣野委員。

質 疑 （廣野委員）この前の現行条例でもそうなんですけれども、文章を見ますと、世帯主に対して一時金を払うと書いてあるんです。奥さんは国保だけれども、ご主人は社保だという世帯もかなりあるじゃないですか。ご主人は国保とは関係ない属だよ。それでも世帯主として、国保とは関係ない亭主のほうの名前で送るんですか。

応 答 （保険年金課長）基本的に、国民健康保険の加入については、廣野先生がおっしゃったように、世帯主の方が会社の保険に入っていらっしゃって、奥様のほうが、逆の場合もちろんあるわけですけれども、世帯主以外の配偶者の方が自分で収入がある場合、社保の被扶養者になれないので国民健康保険という例があります。そういう場合についても、昔の保険証だと保険証の頭のところは必ず世帯主の名前でやって、その上に世帯員の被扶養者が書いてあったんです。

今も、個人ごとに出していますけれども、世帯主の名前は書いてある、あくまでも世帯単位での加入ということで、その場合世帯主のお名前でも、例えば納税通知書についても、内容的には奥様とかの所得に対してかかっているものでも、納税義務者というのは世帯主の名前で送るという制度になっていますので、今回の育児金についても支給については国民健康保険に加入している世帯主に対して支給するという整合性をとったような形になっていて、そういう意味で世帯主が加入していなくてという場合については、最初のときに違和感があって、どうしてこうなるのかというご質問はよく受けるところでありますが、今の国の制度がそうなっているからという形でご理解いただくようにしております。

（議長）大体よろしいでしょうか。

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わりたいと思いますがよろしいですか。

できれば、小金井市国民健康保険条例の一部改正について、22年第1回市議会に条例改正を上程するということになるので、できましたらきょう答申をまとめていただきたいというのが市のほうの意向でありますけれども、きょう答申をまとめるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

(議長) それでは、答申をしたいんですが、この条例を諮問のとおり認めるということで、まとめたいんですがいかがでしょうか。

何かご意見ありますか。片山委員。

質 疑 (片山委員) 国の財政で2万円ということなので、保険料の引き上げにはならないということを先ほどおっしゃったと思うんですけども、それは確認してよろしいわけですね。

応 答 (国保給付係長) はい。

(片山委員) わかりました。

(議長) それでは、答申としましては文書で市長に提出するんですけども、「小金井市国民健康保険条例の一部改正については、諮問のとおり認めます」ということで、答申書にまとめて提出をしたいんですが、その文章でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(議長) 皆様のご了解をいただきましたので、そのようにまとめさせていただきます。

答申書は、後日担当事務局のほうから郵送してもらおうという形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(議長) では、そのようにまとめさせていただきます。

次に移ります。

日程第2 (議長) 日程第2、その他を議題といたします。

事務局、その他で何かありますか。保険年金課長。

説 明 (保険年金課長) 本日、お配りした国保税条例の改正についての考え方についてご説明したいと思います。

これは、裏表になっておりまして、文章のほうと、裏に市町村国保料(税)のあり方という、これについては厚生労働省から出ている説明をコピーしたものです。

来年度の国民健康保険税についての改正内容が国から示されて、税についてはまだ改正法案とか具体的なものは示されていないんですが、ただ内容については政府の税調等で来年度に向けて改正をするということが決定されたということで、基本的には法律そのものはことしの3月の末ごろ可決されて成立して公布されることになると思います。その内容にどういうことが示されているかについてご説明申し上げたいと思います。

まず最初に、非自発的失業者にかかる国民健康保険税の軽減措置というものですが、これは非自発的失業者と非常にわかりにくいんですが、いわゆるリストラにあたりとか、

派遣切れにあったりとかということで、リーマンショック以降かなり問題になっているものについて、自分の都合によらないで、企業のほうの理由で失業した場合について、失業した日の属する年度とその翌年度まで軽減しようということです。

それは、どのような形で軽減するかというと、その方の給与所得が例えば給料そのものが300万出ていると、給与所得控除すると100何十万ぐらいになるんですが、その30%を所得だとみなして、税金のほうの計算をするということになります。

そういう形で取り扱いをするということが示されています。ただ、これについては具体的にどういふような形での細かいことになるかについて、つい先日細かなQ&Aが厚生労働省から示されただけで、まだ細かいところについて私どももまだなかなかお答えできないんですが、基本的には対象になる方については、雇用保険に入っていた方で失業給付を受けていて、失業給付の台帳で非自発的失業というか、自分の都合でないということが確認できるようになっているんですが、その方について対象になるという形の取り扱いについて、これは先週厚生労働省のほうからQ&Aが出てきました。そういう形になるということなんです。

2番目の課税限度額の引き上げということと、3番目の7・5・2割軽減の選択制限の廃止ということですが、これもちょっとわかりにくいと思うんですが、基本的に国民健康保険税については、国民健康保険料も同様ですが、所得に応じてかかる分、小金井の場合資産に応じてかかる分と、基本的に世帯に幾ら、個人当たり幾らという形で積算してやるわけですが、保険料として所得が多いからといって何百万の保険料を払っていただくわけにはいかないだろうということで頭打ちの制度をつくっております。その金額が医療分、支援分というのは、現行国の上限については、医療分が47万、支援分が12万というふうになっているんですが、今度の改正で医療分については50万円、支援分については13万円ということで、おのおの3万円と1万円ずつ限度額を上げる。所得の多い方については、今までの金額が合わせて4万円アップ、国の制度としては4万円アップすることになります。

この文字で書いたほうで小金井市というのは、小金井市の今の条例では、国のほうは現行47万円医療分になっているんですが、現状では41万円を頭打ちにしていますし、支援分については国と同額の12万、40歳から65歳までの方にお支払いいただいている介護分については、国のほうの上限、頭打ちが10万円ですが、小金井市の場合は8万円というふうに抑制されている形になっています。それについて引き上げるということですが、この引き上げと同時に国の基準では、今まで小金井の場合低所得の方については均等割と平等割、

これは所得があってもなくても、その加入者について定額でかかる分について、所得のない方及び33万円以下の世帯については6割軽減して4割だけ払っていただく。

本人と世帯の人数によって違いますが、一定の所得以下の方については4割軽減して6割を払っていただくという制度をとっていたんですが、それが国のほうの制度で説明のあり方の現行、応益割合に対する軽減割合という図のほうを見ていただくと、均等割と平等割の部分でどれだけ所得割、資産割で幾ら市全体でお払いいただいて、均等割、平等割で幾ら払われているのが、ほぼ半々になると、低所得者については7割軽減していいよと、小金井で4割軽減している方については5割軽減していいですよと。もうちょっと所得の多い方についても2割軽減というのが導入できるということになっているんですが、小金井の場合は応益割の割合が少なかったんで、この制度を選択することができなかったわけですが、そういう意味では市区町村の実情に応じて、7・5・2割軽減を独自の判断で導入してもいい、つまり低所得者についての負担を軽減することを可能とするというように法律上の縛りをなくして、市区町村独自で選択していいよということに来年度の4月からなります。

2番目の課税限度の引き上げと、低所得者への制限の廃止というのは、ある意味一体となっておりますのは、低所得者を軽減するとどうしてもその分だけ税金が入ってくる額が減るんですが、そういう意味では収入のある方については、もうちょっと上限を上げて負担していただくことによって、低所得者とか中所得者の皆さんについての負担割合を下げようという改正、そんな形の料金の体系をとることを可能にするという意味で、課税限度額と限度額の7割、5割、2割を入れるということについては、一対のものという考えで提案されています。そういう意味では、来年度についてはこのような形での国の地方税法とか地方税法施行令の改正がされるということで予定されています。

これについては、どういうふうな形で小金井として対応していかなければいけないのかということについて、次のご説明申し上げますが、まず非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減という、リストラにあった人に対する対応について、これは全国一律で例えば小金井は無理だからこういう制度は導入しないということは選択できない、必ず全国の国民健康保険の保険者は実施しなければならないものとして、地方税法に定められることになっております。

そういう意味では、これに対しては4月1日、多分地方税法の改正とか地方税法の施行令の改正がいつも3月末ぎりぎりになってまいりますので、4月1日以降の税金にかかわる

ものなので、4月1日には条例改正が終わっているというのが原則なので、一般的にいうと臨時議会を開くか、市長の専決処分という形で、市長が議会に諮らずに決定して、その後議会承認を得るといような形の手続をとるといのが一般的だと思います。

ただ、これについては納税者にとって不利になるものではなくて、低所得者に対してとか失業者についての税金が下がるという内容ですので、例えば6月の定例会とかで来年の6月の定例会に議案を提案させていただいて、そこで成立、これはさせてもらわないと困るんですが、できれば4月にさかのぼって適用するということも、これまでの例からいえば可能かと思えます。

そういう意味では、遡及適用は可能かと思えますので、それについてはどういう形にするかについては、法律がどのような形で規定されるのかとか、まだ具体的に示されていませんので、具体的にどのような手続をとるかについては、ここでは私どもはこうしなければならぬということを明確には申し上げられないんですが、ただ一つには専決処分としてやるのか、市長の権限で条例を改正してしまっ後で承認を得るのか、もしくは6月議会に提案した上で議会の議決を経た上で成立させて遡及適用するか、2つのどちらかについては、これは必ずやらなければならないというふうに考えおります。

どちらにするかについては、私どものほうでも今後検討しながら、いろいろな形で議会とか、この協議会にもご相談して決めていきたい、方針を決定していきたいと考えております。

課税限度額の改正と7・5・2割の軽減の導入に関してですが、この課税限度額の改正については、必ず国の基準が上がったからといって、市区町村の限度額を上げないといけないというものではありません。ただ、国の考え方がある程度所得がある方については、それなりの限度額まで払っていただいて、低所得者や所得のない方についての軽減を図れるようにしようという趣旨でございますので、基本的には国の基準、これから毎年限度額を改定していくという予定が示されていますので、ある意味ではこの時点で国の上限まで改正させていただきたいというのが私どもの考えですが、ただこれについては所得の多い方についての課税額を上げるという決定ですので、そういう意味では不利益に当たりますので、これについては6月議会に改正案を提案させていただいたとしても4月にさかのぼって22年度から適用するということは不可能で、6月に可決させていただいても再来年度23年度から上限の額についての引き上げが適用されるというような形をとらざるを得ないのかなというふうに現在考えています。

そういう意味では、3番目の7・5・2割軽減については、これも必ず7・5・2割を各市町村が導入しなければならないということではないんですが、例えば現下の経済情勢、そういう意味では国保加入者について、収入の不安定な部分がかかなり多いし、今の景気の動向に極めて左右されるような方が多いという状況を見ますと、何とか7・5・2割、低所得者についての軽減の措置をとれるような形でこの制度を導入したいというのが、私どもの考えでございますが、これについては例えば6月の議会に提案して、そこで成立した場合について、これも不利益な処分ではございませんので、納税者にとって低所得者にとって有利な処分ですので、22年度4月にさかのぼって適用して、22年度からこの軽減措置を適用することが可能になるということです。

これについては、この課税限度額の改正及び7・5・2割については、どのような形で提案するのかというの、制度が実際法律案として示された中で、これもこの協議会、そして議会のほうとも相談させていただきながら、なるべく早いうちに最終的にどういうふうな形にするかについては、決定した上で具体的に協議会のほうに諮問しなければならないということも来年度早々には起こるかと思っておりますので、そのときにはまた改めて皆様にご審議をいただきたいというふうに思います。

ちょっとまとまりに欠けておりますが、今国のほうから示されている国保税、保険料のあり方についての考え方と、小金井市としてはまだ最終的な決定はされていないんですが、こういう態度で臨みたいという概略でございますので、以上でこの報告を終わらせていただきたいと思っております。

(議長) それでは、質疑や質問はありますでしょうか。廣野委員。

質 疑 (廣野委員) この非自発的失業者という言葉、その前に自己都合によらないという説明文みたいなのがついているけれども、定義はちゃんとできているの。

応 答 (保険年金課長) できているんですが、雇用保険の特定受給資格者とか、特定理由離職者という概念があるそうなんですが、それは何かと言われるとまた困るんですが、基本的には雇用保険を受給されていた方が、やめるときに離職票というのを事業者から渡されて、それを持って雇用保険の申請をされるわけですけども、そのときの理由欄の中に、番号で何番とかあるんですが、そこに付された理由、雇用保険の受給者証というのが、雇用保険を受給したときに出されるんですが、その中に自己都合というか、会社の理由によってやめた幾つかの分類があるみたいなんですが……、それで特定できるということになっています。

ただ、細かい雇用保険の内容についてはこれから勉強していきますので、詳しくはわからないんですが、そういう意味では雇用保険の受給資格者証等で明確に判別できるような形で、対象者は指定されているというふうに、今のところ法律そのものはまだできていないんですが、厚生労働省からのQ&A、質問と答えの形式の中ではきちっとしているというふうに説明は受けているところです。

質 疑 （廣野委員）ということは、被用者保険対象者が自分の都合じゃなくて、雇っている側の都合でリストラされたというだけ。ひき逃げで交通事故に遭った、自分の都合じゃないよね、相手の都合で交通事故に遭ったわけだから。そういうのは、非自発的失業だよ。もし、交通事故に遭って仕事ができなくなったという場合、そういうのは非自発的、こういう言葉で言われるとよほど定義をはっきりしておかないと、今みたいな交通事故で、おれの意味で交通事故に遭ったんじゃないんだ、相手がいるんだよと。おれは非自発的な失業者だと言われたらどうするの。そういうのはだめなんですよというんだったら、こういうのは含まないとか、こういうものも含めるとか細かく、こういう漠然とした文学的な表現で条例なんていうのをつくられたら何とでも悪用できるしねじ込まれるよ。

（議長）保険年金課長。

応 答 （保険年金課長）わかりました。文学的な表現なんです、条例にするときには明確に、今私どものほうで言われているのは雇用保険法の特定理由離職者とか、それは資格証の資格理由が、11、12、21、22となっていなければだめだよとか、そんな例が示されているんですが、それについては私どもそういう具体的な形で示されたのが先週の後半ですので、申しわけないんですが、まだ勉強不足の要素もありまして、実際の条例改正とか、それに向けてはきちっとお答えできるように勉強いたしますので、ご指摘についてはそのとおりですし、条例ですので、どういう方が対象になるかについては明確になるような形で、条文の規定とともに市報とかいろいろなほうに広報するときにも、具体的に皆さんに誤解されないような形で広報するとか、そういう形に努めたいと思います。ご指摘についてはごもっともですので、そのように努めさせていただきたいと思います。

（議長）被用者保険の代表委員の方がいらっしゃっているんですが、いかがですか。

（飯塚委員）私はこちら以外の市にもおじゃまさせていただいているんですが、同じような定義がされておりまして、どこの市の方もなかなか説明がしづらい。予算が通っていないとか、そういう状況の中で確保はある程度できた、実際に今度は法律に織り込まなければいけませんので、具体的な法律をつくっていく、それもまだ示されていない中で、

片や4月からスタートしなければいけない、こういった仕組みができてしまっているのも、その中で恐らく事務局というかつくられている方のほうはなかなか苦心されている。

ただ、先ほどもあったようにたしか雇用保険法が改正されて、今回の定義づけがちゃんとされたというふうに聞いておりますので、そういった面では確かに言葉自体はなかなかわけのわからない、わかったようなわからないような言葉になっているわけですが、そこはきちっとこういう方が対象になりますと。恐らく、窓口においでになったときも、これを確認してください、もしくは出してください、そうすると手続きができますといった形で、具体的に流れていくというような形になると思いますので、もうちょっとお待ちいただくとはっきりするのかなというふうに思っております。

質 疑 (議長) 廣野委員がおっしゃったような、例えば交通事故でけがをして働けなくなつて失業したといった場合などはこれに当たらないんですよね、きっと。雇用保険法の改正ということで、あくまでもリストラとか雇いどめということですか。保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) そういう意味では、明確なお答えはできないんですが、多分そういう方については対象にならないと思うんですが、ただそういう場合については、実際そういう形で退職されても貯金をいっぱい持っていて、払うお金がある方は払っていただければいいんですが、実際生活にお困りでなかなか国民健康保険についてご負担が難しいという方、そういう場合については市独自の条例に基づく減免制度がございますので、それはそれでそういう方については、具体的な生活の状況とかをお聞きしながら、今回の新たな制度導入に基づいて減免の規定そのものも一定見直すようなことになるかと思っておりますので、そういう意味では事情によってとか、実際はお働きになっていたけれども、雇用保険に入っていないというような方というのが現実的にはいらっしゃるんですが、そういう方についても失職されて払えない場合どうするかということについては、市の方でも減免というか、実際収入がなくてお払いできない方について、どういう形で対応するかについては、これから法律の内容を見ながら私どものほうとしても考えていきたいというふうに考えております。

(議長) 市民部長。

応 答 (市民部長) 今申し上げましたように、まだ不確定な要素がかなりあるんですが、廣野先生おっしゃいましたように、定義の問題ではないと思っております。だから、この非自発的失業者をどう定義するかということではなくて、国保のほうはちょっとずるいんですけれども、条例でどういう形だったらそういう人たちを対象者を判定す

るかという、そういう部分でやっていますので、最初に申しあげました特定受給資格者証とか特定離職者証というようなものを持ってきた方を、逆に国保のほうでは非自発的失業者というような形で扱おうということだと思っているんです。定義でいきますと、先生おっしゃるようにいろいろなところまで波及しますけれども、そういうことではないのではないかというふうに考えております。

質 疑 (議長) ただ、公平性の問題が出てきますよね。リストラに遭った人は100分の30軽減されても、例えば交通事故で働けなくなった人は軽減されないわけですよね。その公平性で見たときに、どういうものが国保の場合に一番いいのか、それは考えていかなければいけないんですかね。保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) 基本的には条例とかそれに基づく問題と、今回の非自発的失業者軽減という例については、そもそもの発想が基本的に組合健保とか協会けんぽさんも同じですけども、基本的に保険料というのがあって事業主の負担が半分ある。そういう意味では、国保に入ると保険料そのものは本人負担で、どうしても同じ収入があっても高い金額がいつてしまうということで、本人の都合でなくて失職した場合については、ほぼ社会保険のほうの保険料負担と同じぐらいの金額に抑えるという政府の方針がありまして、その中で所得を3割にするとちょうどそのぐらいになるのかなというところから出されてきた案のようですので、それはそれでこういう制度が全国的にやることについては、小金井市としても従っていくというのは当然なわけですけども、そのほかに今おっしゃったような問題についてどうするかについては、市独自の判断とかその中でどうしていくのかを考えていくべきかと思えます。

(議長) ほかにありますか。

どちらにしても条例改正ですので、この運営協議会に諮問をしていただくということになると思うんですが、(1)はどうされるかですよね。専決処分というのは、議会の議決を経ないで、市長の決定で決定条例をつくって決定をするわけです。この(1)は、専決処分をする場合は国保運営協議会の意見を聞く場というのではないわけです。その判断は市長の判断にゆだねられているということだと思います。ただ、いろいろな議論が出てくることは事実ですよね。

大体、課長おっしゃったように4月ごろにまた運営協議会を開く可能性がある、6月に条例改正をしたらということですよ。片山委員。

質 疑 (片山委員) 小平のほうの資料を見せてもらったんですが、かなり詳しいいろ

いろな比較の資料をつくっているの、ぜひこの改正、検討というかできたばかりという話をされていたものですから、ここでまた協議会で見せていただける場合、もう少し詳しい資料をつくっていただいて説明をいただければと思っているんです。小平のほうの資料は、後で参考に見ていただければと思いますので、ほかの市を参考にしながらつくっていただければと思っております。

(議長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) 今回につきましては、具体的な数字についてはお示しできなかったんですが、今後具体的にどういう改正にするのかとか、そういう議論になりますので、ご相談内容もそうなりますので、それについてはいろいろな細かい、どういう所得階層の方がどうなるのかとか含めて、きちっと改正内容がこれに基づいてどういうふう負担がふえるとか減るとか、市財政そのものにどう響くとか、そういうことを含めて資料をきちっとお出しした上でご協議いただきたいと思っております。

きょうはとりあえず第一報というか、こういうことがあるということをお知らせしたということでご了解いただければと思います。

(議長) ほかに質問、質疑はありますか。

なければ、これでこの件の質疑を終了したいと思いますよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(議長) それでは、質疑を終了いたします。

ほかに、委員の方から何かご意見、ご要望などありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議長) よろしいですか。

これで、本日の議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時23分

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成22年 月 日

議 長

署名委員

署名委員